

法テラスの中期目標について

<中期目標>

法務大臣は、3年以上5年以下の期間において、法テラスの中期目標を定めなければならない(綜合法律支援法40条第1項・第2項)。
⇒法務大臣は中期目標を定めるときは、あらかじめ最高裁の意見を聴かなければならない(同条第3項)。



<中期計画>

法テラスは、中期目標を達成するための中期計画を作成して法務大臣の認可を得なければならない(同法41条第1項・第2項)。
⇒法務大臣は、認可しようとするときは、あらかじめ最高裁の意見を聴かなければならない(同条第3項)。



<中期目標の期間終了時における検討>

法務大臣は、中期目標の期間の終了時に業務継続の必要性、組織のあり方その他その組織及び業務の全般について検討しなければならない(以下、この検討を「見直し意見」という。)(同法42条第1項)。
⇒法務大臣は、この検討をするにあたり、最高裁の意見を聴かなければならない(同条第3項)。

<法テラス設立時からの中期目標の期間>

第1期中期目標 平成18年4月10日 ~ 平成22年3月31日

第2期中期目標 平成22年4月1日 ~ 平成26年3月31日

第3期中期目標 平成26年4月1日 ~ 平成30年3月31日

第4期中期目標 平成30年4月1日 ~ 令和4年3月31日

第5期中期目標 令和4年4月1日 ~ 令和8年3月31日

法務大臣は、今般、当該期間の終了時の検討として見直し意見(案)を策定し、最高裁に求意見をすることとなる。

第6期中期目標 令和8年4月1日(予定)~